

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月11日

大分県知事

佐藤 樹一郎 殿



提出者 〒871-8555
住 所 大分県中津市大字是則700番地
氏 名 TOTOサニテクノ株式会社 中津工場
取締役社長 山崎 政男
電話番号 0979-32-1111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	TOTOサニテクノ株式会社 中津工場
事業場の所在地	大分県中津市大字是則700番地
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	陶磁器 同製品製造業
②事業の規模	401億円
③従業員数	371名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙①

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

- * 別紙②-1
- * 別紙②-2

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 *別紙③ *別紙④	【前年度(2024年度)実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) * 別紙③・④参照		
②計画 *別紙③ *別紙④	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) * 別紙③・④参照		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 *別紙③ *別紙④	(分別している産業廃棄物の種類および分別に関する取組) * 別紙③・④参照	
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) * 別紙③・④参照	
②計画 *別紙③ *別紙④	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) * 別紙③・④参照	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(2024度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.00 t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(2024 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	なし	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	3,854.81 t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥類	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	なし	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	3,835.54 t	t
(今後実施する予定の取組)			
*有価売却の推進			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 * 別紙⑤参照	【前年度(年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画 * 別紙⑤参照	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

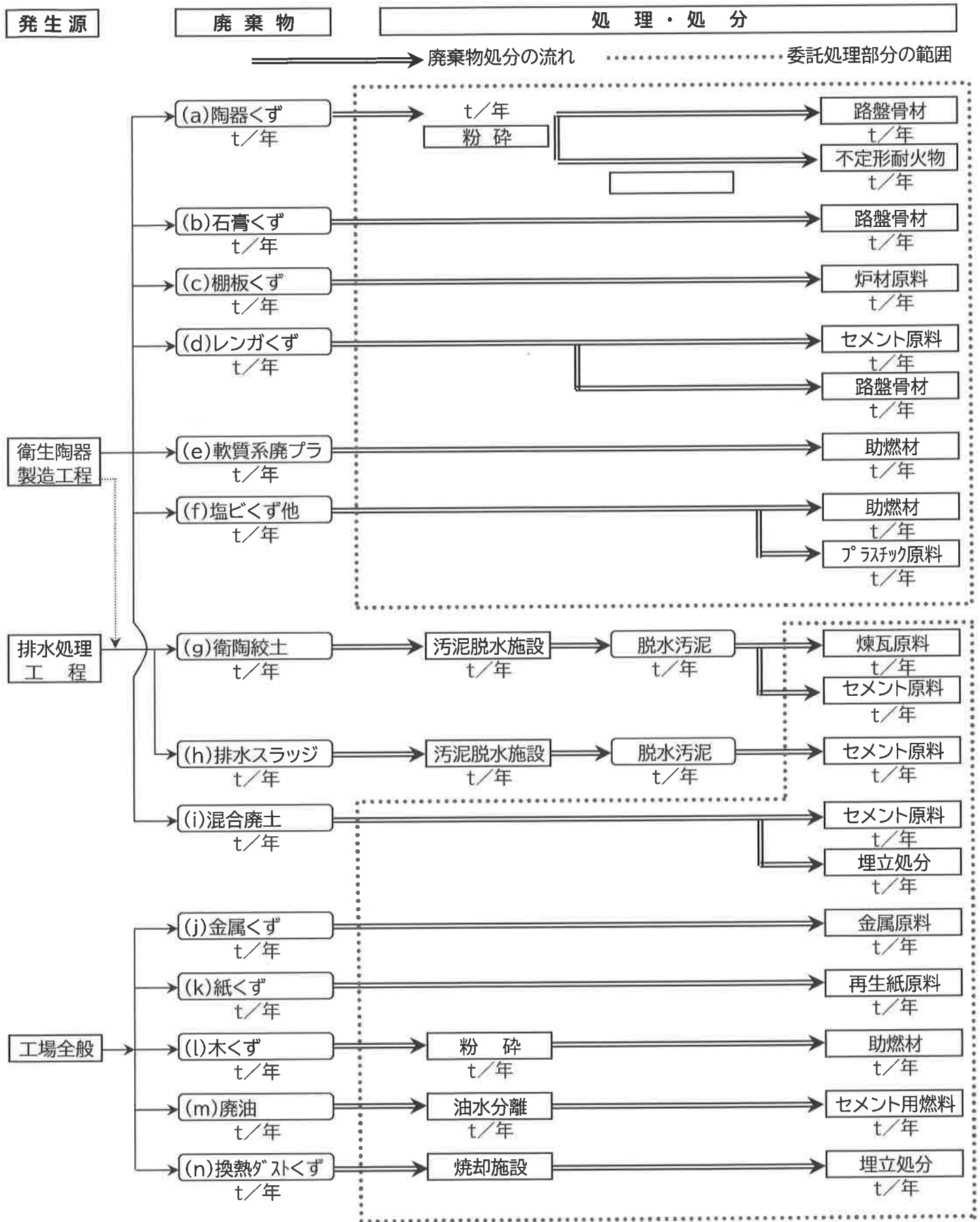
産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 * 別紙⑤参照	【前年度(年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

②計画 * 別紙⑤参照	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する取組)		
※事務処理欄			

別紙—①

産業廃棄物処理の一連の処理の工程



別紙②-1

TOTOサニテクノ中津 IMS組織図

衛陶生産本部IMS (ISO9001・ISO14001を統合して活動)

IMS小委員会		事務局;技術課		
	委員長	中津衛陶製造部長		
衛陶製造部	委員	計画課長	係長、IMSワ-キング員	IMSワーキング員 課長からの任命者
	委員	技術課長	係長、IMSワ-キング員	
	委員	改善推進課長	係長、IMSワ-キング員	
	委員	製造第一課長	係長、IMSワ-キング員	
	委員	製造第二課長	係長、IMSワ-キング員	
	委員	製造第三課長	係長、IMSワ-キング員	
	委員	製造第四課長	係長、IMSワ-キング員	
	委員	製造第五課長	係長、IMSワ-キング員	
	委員	試験調製課長	係長、IMSワ-キング員	
	委員	品質管理第一課長	係長、IMSワ-キング員	
経営企画部	委員	品質管理第二課長	係長、IMSワ-キング員	
	委員	経営企画部長	係長、IMSワ-キング員	
	委員	総務課長	係長、IMSワ-キング員	
	委員	人事課長	係長、IMSワ-キング員	
	委員	経営企画課長	係長、IMSワ-キング員	
設備技術部	委員	安全環境課長	係長、IMSワ-キング員	
	委員	工務課長	係長、IMSワ-キング員	
	委員	生産保全推進課長	係長、IMSワ-キング員	

環境部会	エネルギー対策	廃棄物	環境保全
部会長(担当課長)	工務課長	総務課長	安全環境課長

活動組織は各部会管理

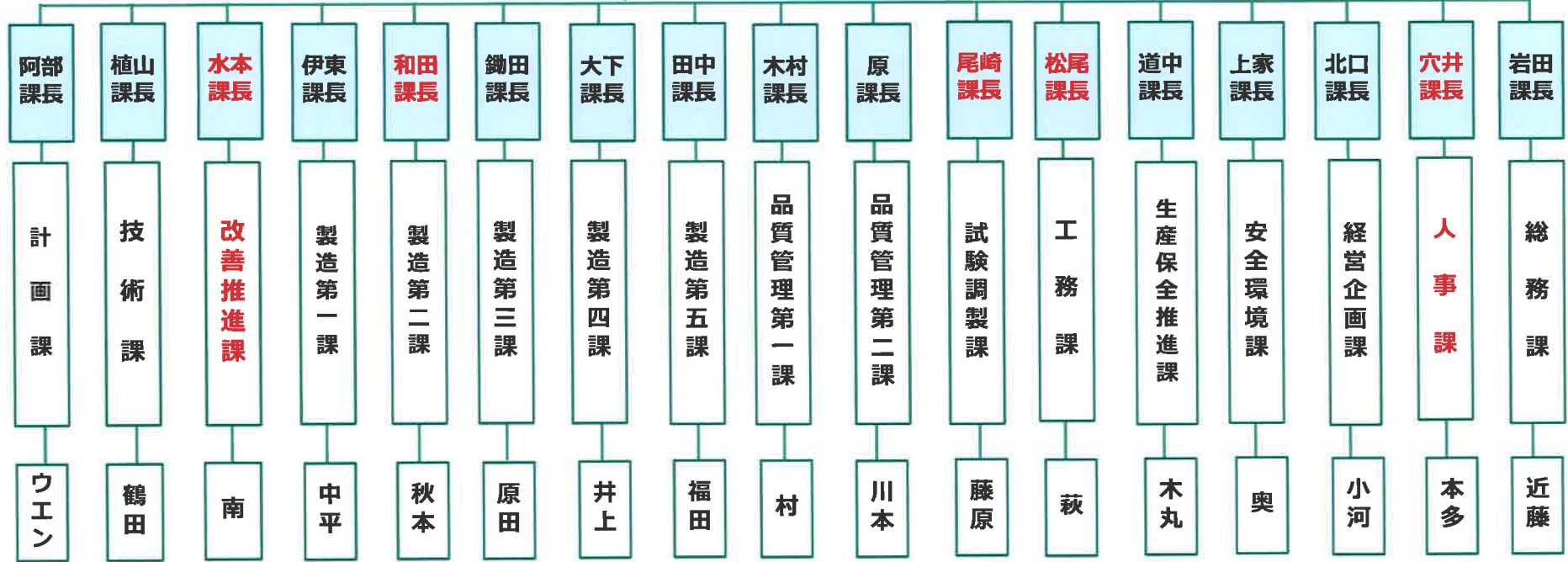
【法定管理者(届出者)】	
公害防止統括者	経営企画部長(次長)
公害防止統括者の代理者	中津衛陶製造部長
公害防止管理者(大気) // 代理者	公害防止管理者 大気一種又は三種の有資格者
公害防止管理者(水質) // 代理者	公害防止管理者 水質一、二、三、四種何れかの有資格者
公害防止管理者(一般粉じん) // 代理者	公害防止管理者 一般粉じん又は大気一種又は三種の有資格者
エネルギー管理統括者	経営企画部長
エネルギー管理企画推進者	工務課長
エネルギー管理士	エネルギー管理者の有資格者
電気主任技術者	第二種電気主任技術者以上の有資格者
防災管理者	防災管理者講習の修了者等 経営企画部長
産業廃棄物管理責任者 (届出不要)	総務課長
特別管理産業廃棄物管理責任者 (届出不要)	総務課員

廃棄物部会

部会長：総務課（岩田）

事務局：改善推進課（楠本・白木原）
総務課（小川・近藤）

所属長
企画・推進



部員

(別紙③・④)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項					産業廃棄物の分別に関する事項	
産業廃棄物の種類	①現状		②計画		現状	計画
	【前年度(2024年度)実績】		【目標】			
	排出量(t)	(これまでに実施した取組)	排出量(t)	(今後実施する予定の取組)	分別の取組	分別の取組
汚泥類	2183.36	工程内再利用	2172.44	工程内再利用	別紙①②参照	現状通り
ガラス及び陶磁器屑類	712.20	良品率の向上	708.64	良品率の向上	別紙①②参照	現状通り
木屑類	5.04	パレット及び部材の樹脂化	5.04	パレット及び部材の樹脂化推進	別紙①②参照	現状通り
廃油類	0.88	特になし	0.88	特になし	別紙①②参照	現状通り
廃プラスチック類	122.34	特になし	122.34	特になし	別紙①②参照	現状通り
ばいじん	0.41	特になし	0.41	特になし	別紙①②参照	現状通り
金属	0.06	特になし	0.06	特になし	別紙①②参照	現状通り
合計	3024.29		3009.75			
			*環境部門による削減目標(0.5%)と合わせて前年度比0.5%削減目標とする。 (ガラス及び陶磁器類、汚泥)			

(別紙⑤)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

産業廃棄物の種類	①現状			②計画	
	【前年度(2023年度)実績】			【目標】	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	(これまでに実施した取組)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	(今後実施する予定の取組)
なし	なし	分別による低減		なし	分別による低減

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

産業廃棄物の種類	①現状						②計画						
	【前年度(2024年度)実績】						【目標】						
	全処理委託量 (t)	処理委託量内訳(t)					(これまでに実施した取組)	全処理委託量 (t)	処理委託量内訳(t)				
優良認定処理業者		再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者	外認定熱回収業者	外認定熱回収業者	優良認定処理業者			再生利用業者への処理委託量	認定熱回収業者	外認定熱回収業者	外認定熱回収業者	
汚泥類	2183.36	76.91	2183.36	0.00	0.00	有価売却及び工程内再利用の推進	2172.44	76.91	2183.36	0.00	0.00	有価売却及び工程内再利用の推進	
ガラス及び陶磁器類	712.20	107.59	712.20	0.00	0.00	有価売却による再生利用の向上	708.64	107.59	712.20	0.00	0.00	有価売却による再生利用の向上	
木屑類	5.04	5.04	0.00	0.00	5.04	パレット及び部材の樹脂化推進	5.04	5.04	0.00	0.00	5.04	パレット及び部材の樹脂化推進	
廃油類	0.88	0.88	0.20	0.00	0.68		0.88	0.88	0.20	0.00	0.68		
廃プラスチック類	122.34	106.97	0.00	0.00	122.34	有価売却による再生利用の向上	122.34	106.97	0.00	0.00	122.34		
ばいじん	1.14	0.41	0.00	0.00	0.00		1.14	0.41	0.00	0.00	0.00		
金属	0.06	0.06	0.06	0.00	0.00		0.06	0.06	0.06	0.00	0.00		
合計	3024.96	297.80	2895.76	0.00	128.06		3010.49	297.80	2895.76	0.00	128.06		
*環境部門による削減目標(0.5%)と合わせて前年度比0.5%削減目標とする。(ガラス及び陶磁器類、汚泥)													

廃棄物分別ガイド

★ 搬入日 : :指定曜日無し。(但し、一物品目に於いて搬入禁止曜日有り)

★ 搬入時間 : 14:30 ~ 15:30

- 【特記事項】
- ① 社外より持込んだ物は、持って帰ること。
 - ② 廃棄部保管場にて仕分けをしない。
 - ③ 廃棄物の状態に応じ廃棄物場所変更が生じる場合有り。(管理責任者が指示)

★廃棄物(袋)に記入

- ・廃棄物名
- ・部門名(TEL)
- ・担当者

★区分

- ・再利用 →
- ・最終処分 →
- ・返却 →

管理責任者:総務課長

連絡先:270・271

法定種	No	分別枠表示	廃棄物名	排出方法及び廃棄物保管場利用制限				
				注意事項	備考	木金		
紙	1	1-1	ダンボール	ダンボール・古紙圧縮緩衝材・紙芯・テープ芯	<ul style="list-style-type: none"> ・油・塗料・異物の付着物が無いこと。 ・汚れの無いこと。 	品管→毎日	物流→月曜	
		1-2	クラフト紙	食塩袋・フリット袋				
	2	市焼却	チリ紙・吸い殻・茶殻・写真・宅急便送り状・カーボン・ノンカーボン 生理用品・炉紙・安筆・ウエス・紙コップ(修正加工使用)・軍手・モップ替布 雑草・竹・おがくず	<ul style="list-style-type: none"> ・透明のビニール袋に入れて排出する。 ・水切りをすること。飛散しないこと。 ・雑草・竹・おがくず廃棄の際は事務局連絡の事 			×	
	3	3-1	溶解紙	白色溶解紙(紙ベースが白)	<ul style="list-style-type: none"> ・「溶解」と赤字で記入すること。 ・白と色物は区分すること。 			
		3-2	色紙溶解紙	色紙溶解紙(紙ベースが色)・冊子				
	4	OA紙	グラフ用紙・大学ノート・資料用便箋・連続記録用紙 集計用紙コピー用紙・トレーシングペーパー	<ul style="list-style-type: none"> ・丸めて出さないこと。 ・濡れた物は乾かすこと。 				
	5	新聞	新聞紙	<ul style="list-style-type: none"> ・汚れた部分(油・塗料)は除去すること。 				
6	雑誌	広告紙・単票カタログ・包装紙・はがき・書籍・安全靴の箱・電話帳・タバコ空箱 名刺・蛍光灯包装紙・封筒・厚紙・青図	<ul style="list-style-type: none"> ・OA・新聞・雑誌に分別すること。 ・10Kg/袋以内にする 					
7	生ごみ	残飯	<ul style="list-style-type: none"> ・異物の無いこと。 					
木屑	8-1	一廃木屑(バラ物)	板切れ・木箱・長板・赤板・枕木・ベニア・鉛筆	<ul style="list-style-type: none"> ・回収箱に不純物を入れないこと。 				
	8-2	産廃木屑	廃パレット(釘は可金属板は不可)	<ul style="list-style-type: none"> ・木箱・パレット等は事前連絡すること。 				
金属	9	ブリキ缶	塗料缶・ステイン缶・スプレー缶・鉄製オイル缶・E250缶 E380缶・スプレー缶	<ul style="list-style-type: none"> ・缶の底部に穴を開けること。 ・中身は最大限除去すること。 				
	10	10-1	鉄屑	鉄屑・ボルト・ナット・金はさみ・金属チェーン	<ul style="list-style-type: none"> ・指定容器内に入れること。 ・中、大物は事前連絡すること。 ・出来るだけ分別しておくこと。 			
		10-2	鉄屑(中・大物)	鉄屑(中・大物)				
		10-3	真鍮屑	真鍮屑、砲金				
		10-4	ステンレス屑	ステンレス屑・篩				
	11	11-1	ブリキ屑	ブリキ屑・基盤関係・薄鉄・サンダーの刃・研磨砥石・蛍光灯かさ・電磁弁 アルミ屑金属製掃除機・マグネット開閉器・針金・クギ・減圧弁空気作動弁	<ul style="list-style-type: none"> ・指定容器内に入れること。 ・中、大物は事前連絡すること。 			
		11-2	ブリキ屑(中・大物)	ブリキ屑(中・大物)				
	12	電線屑	銅線屑・銅屑	<ul style="list-style-type: none"> ・指定容器内に入れること。 				
	13	バッテリー	バッテリー	<ul style="list-style-type: none"> ・液漏れのないこと。 				
	14	乾電池	乾電池・リチウム電池・カドニカライト	<ul style="list-style-type: none"> ・腐食させないこと。 				
15	フロン器具	冷温水器・クーラー(大型)・冷却装置・スポットクーラー等	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に連絡をし処理手順を守ること。 					
ガラス 陶磁	16	16-1	グラスウール	グラスウール、カルシライト	<ul style="list-style-type: none"> ・ぬれていないこと。 			
		16-2	ガラス屑	ガラス・メスシリンダー・鏡・コップ				
	17	リサイクルビン	コーヒー空き瓶・調味料瓶(中身は出し軽くすすぐこと)	<ul style="list-style-type: none"> ・食用瓶のみ(油瓶不可)(キャップ外す) 				
	18	蛍光灯	蛍光灯屑	<ul style="list-style-type: none"> ・ビニールテープ巻きはしないこと。 				
	19	加圧型	加圧破碎屑・原石	<ul style="list-style-type: none"> ・選別しておくこと。 				
	20	石膏屑	石膏屑	<ul style="list-style-type: none"> ・奥につめておくこと。 				
	21	電球	レフレクタランプ・グロースタータ	<ul style="list-style-type: none"> ・指定容器内にはきちんと入れること。 				
	22	棚板屑	棚板屑(SIC質黒)	<ul style="list-style-type: none"> ・なるべく細かくし奥につめておくこと。 				
23	23-1	支柱屑	支柱屑(SIC質黒)	<ul style="list-style-type: none"> ・支柱内の断熱材は除去すること。 ・付着物、汚れ等のない事 				
	23-2	ビーム屑	ビーム屑(SIC質黒)					

砕	24	フヤピットレンガ	耐熱レンガ		・奥につめておくこと。				
	25	セッター	セッタ(ムライト質の白色)		・奥につめておくこと。				
	26	棚板屑(C-9J専用)	棚板屑(SIC質+窒化ケイ素)		・窒化ケイ素を含むもの				
	16	16-3	石膏粉	石膏粉(MCマシンのみ)		・水濡れ厳禁、不純物のない事			
		16-4	石膏ボード	石膏ボード		・奥につめておくこと。			
27	キャストブル	キャストブル・ムライトコーディライト質セッタ・J型セメント屑・赤レンガ		・No22~26以外のレンガ屑					
28	陶器屑	陶器屑・陶器食器・陶管		・事前に連絡をし処理手順を守ること。					
汚 泥	29	一般汚泥 (セメント行)	乾燥素地屑・生素地・焼きヨリ・セッタ研磨粉・ピット掃除土・溝掃除土 土間掃除土サヤ(50mm以下)・石膏粉末・アルミナ粉末・除塵機掃除土 仕訳不良土(洗浄)・調製残砂		・異物(鉄屑、廃プラ等)を除去すること。 ・液状でないこと。 ・ロープを張っている場合は使用禁止		×	×	
	30	30-1	炭酸カルシウム	炭酸カルシウム(水銀含有量が基準値0.005mg/Lを超えない場合)	・水濡れ禁止、異物混入なし				
	31		廃液汚泥	排水処理絞り土(窯廃液)	・できる限り水分を除去すること。	各職場使用不可			
	32		埋立汚泥	油粘土・治工具研磨粉・鉄錆の割合が多い土	・液状でなくできるかぎり分別すること。				
	33		プレス土	排水処理絞り土(プレス土)	・できる限り水分を除去すること。	各職場使用不可			
	50		亜鉛試薬	亜鉛試薬	・保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護着用する事。	試験調製課			
廃 油	34	34-1	廃油	引火点70度以上廃油(特別管理以外)・ドレン・潤滑油	・まとめ出しはしないこと。こぼさないこと。				
		34-2	オイルマット	油吸着マット・油付着ウエス	・出来るだけ絞っておく事。				
		34-3	廃塗料缶	廃塗料・グリス・溶剤	・洩れない様にしておく事。				
家 電	35	35-1	家電リサイクル品	エアコン・テレビ・洗濯機・冷蔵庫・パソコン・レンジ・衣類乾燥機	・事前に連絡をし処理手順を守ること。				
		35-2	廃電化製品	ディスプレイ・プリンター・ラジカセ・電話機・その他	・事前に連絡をする事。				
廃 プ ラ ス チ ッ ク	36		廃プラ混合物	ビニールホース・ニューライト・ワイパー・ポールペン・耐熱ホース・ボールコック ウレタンゴム・アルミ箔・FD・皮手袋・木屑(樹脂・ゴム付着)・塩化ビニール製品 ダイヤロン・洗剤用プラスチック容器・塗装用ローラー・ホース(油圧・耐圧)・ゴム手袋	・できるだけ減容・分別すること。 ・飛散しないこと。				
	37		合成ゴム類	Vベルト・ベルト・耐圧ホースを除くゴム類	・断熱材・ペーパーは台車内に置くこと。 ・金属類付→混合廃プラ				
	38	38-1	廃プラスチック (梱包袋回収品)	ストレッチフィルム・PPバンド・Pロープ・F赤海綿・グリーンタワシ・石膏空袋 ラベル台紙・天然ゴム・エースポンジ・セメント空袋・塩化マグネシウム空袋 樹脂袋・発砲スチロール・シリコン付着ロールペーパー・ホットメルト・防水トレイ 加圧ホース・インシュロック・エサホーム・ポリネット・透明ビニール・パウチした物 E380硬化物・サクラメント手袋・透明ナイロン・消石灰袋	・指定品のみ袋の中に入れること。 ・内容物確認者名と確認済をいれること。 ・袋から飛散しないよう処置すること。 ・塩ビ系は入れないこと ・10Kg/袋以内にすること。				
					38-2	ストレッチフィルム	物流ストレッチフィルム	・圧縮しバンド固定(パレット積み)	
	39		リサイクル廃プラ	会社で購入した塩飴の袋・ガムテープ・ビニールが付着した納品書 など	・会社支給品である事				
	40		塩ビ(小物)	エンビ類小物	・エンビは出来るだけ汚れを除去				
	41		廃プラ硬質品	ダフニースーパー油樹脂缶・ポリ容器・風呂蓋・シリコン容器 ウォシュレット部品・ポリ洗面器・ポリバス・PP製品・アクリル板・家庭用洗剤容器	・保管場内の指定容器に入れること。 ・塩ビ系は入れないこと・中を軽く洗うこと。				
	42		サンモジュール	サンモジュール(MCマシンのみ)	・濡らさない事、混入不可				
	43		樹脂受	転回受・脱型受・乾燥受・樹脂加工受	・事前に連絡をする事。				
	51		亜鉛試薬被包袋	亜鉛試薬被包袋	・保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護着用する事。	試験調製課			
特 管	44		換熱ダスト	窯ダスト屑(特管物)(50mmアンダー)	・資材管理事務所へ持参のこと。				
	30	30-2	フッ化カルシウム	炭酸カルシウム(水銀含有量が基準値0.005mg/Lを超える場合)	・水濡れ禁止、異物混入なし				
	45		分析物	調査分析が必要な物	・SDS(MSDS)を提出すること。				
引 取 物	46		固定資産	固定資産及び粗大品	・事前連絡(指示された物のみ置く)	無断使用禁止			
	47		業者引取物	テプラカートリッジ(全メーカー)・富士ゼロックストナーカートリッジ	・トナーは箱に入れること。				
	48		返却用パレット	NGK・日の丸	・銘柄別におくこと。				
	49		ミドリ安全	安全靴・ヘルメット・防塵マスク・作業服・作業帽子	・安全靴と防塵マスクは別にすること。				

廃棄物保管場所配置図

表示区分
1 ←



北門

1-1	ダンボール	
1-2	クラフト紙	
47	業者引取物	
4	OA紙	
5	新聞	
6	雑誌	

3-1	白色溶解紙	
3-2	色紙溶解(冊子類)	20
45	分析物	

12	電線屑	26
11-1	ブリキ屑	27
10-1	鉄屑	28

43	陶器屑	21
43	陶器屑	22
43	陶器屑	23

44	換熱ダスト	
21	電球	1
18	蛍光灯	
39	リサイクル廃プラ	2
41	廃プラ 硬質	3
31	汚泥(廃液)	4
38-1	廃プラ梱包品	5
34-1	廃油	
34-2	オイルマット	6
34-3	廃塗料缶	7
16-2	ガラス屑	
17	リサイクルビン	8
49	ミドリ安全製品	
16-4	石膏ボード	
36	廃プラ 混合物	9
2	市焼却	10

45	固定資産	
15	フロン器具等	11
40	合成ゴム	
37	塩ビ(小物)	

20	石膏屑	13
----	-----	----

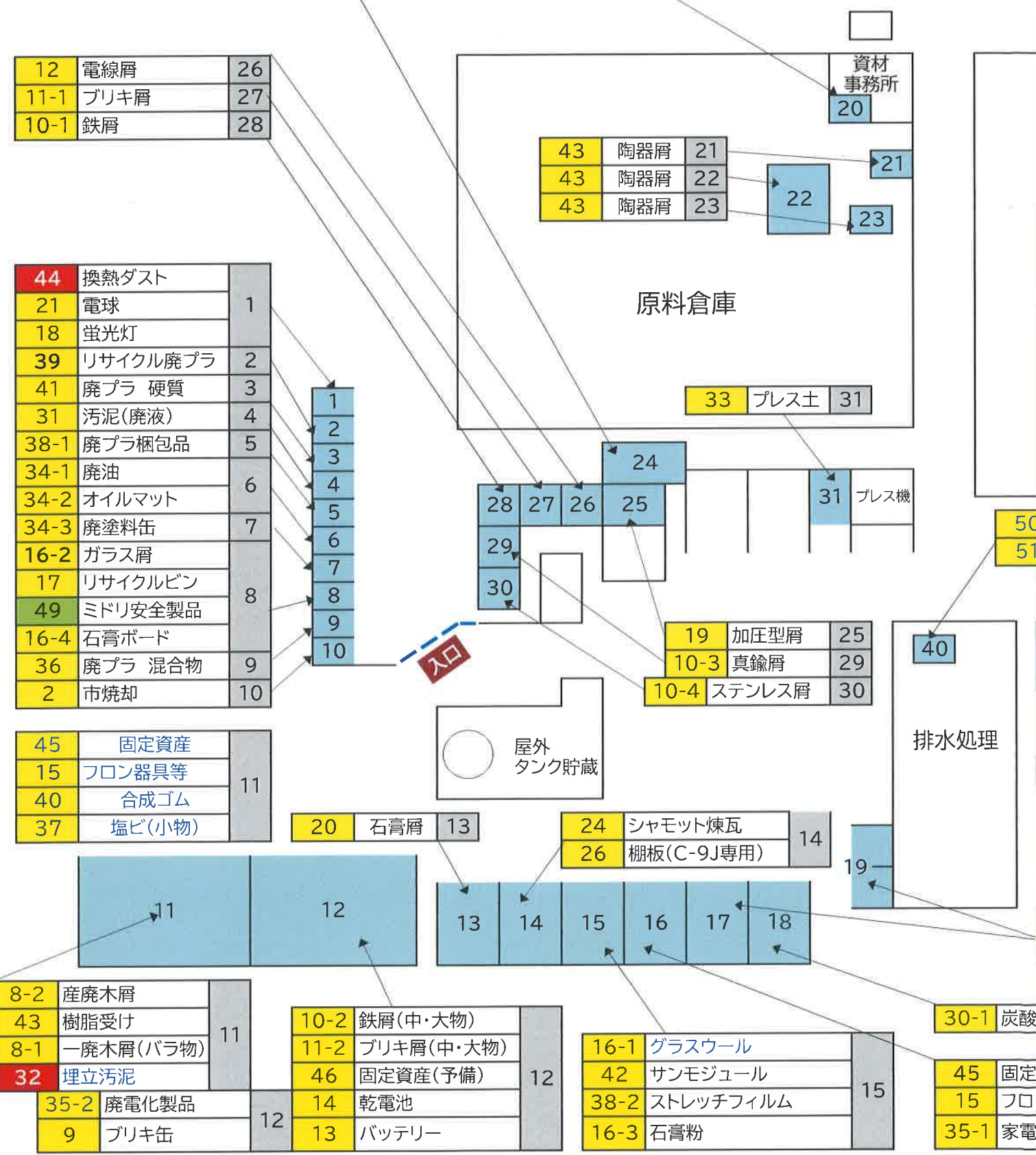
24	シャモット煉瓦	14
26	棚板(C-9J専用)	

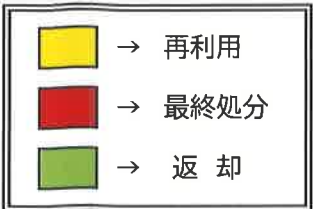
8-2	産廃木屑	
43	樹脂受け	11
8-1	一廃木屑(バラ物)	
32	埋立汚泥	
35-2	廃電化製品	12
9	ブリキ缶	

10-2	鉄屑(中・大物)	
11-2	ブリキ屑(中・大物)	
46	固定資産(予備)	12
14	乾電池	
13	バッテリー	

16-1	グラスウール	
42	サンモジュール	15
38-2	ストレッチフィルム	
16-3	石膏粉	

30-1	炭酸	
45	固定	
15	フロ	
35-1	家電	





作成年月日: 2025年4月 1日
 管理責任者: 総務課長
 連絡先: 270・271

